



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アプリックス
 代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 長 橋 賢 吾
 (コード：3727、東証マザーズ)
 問合せ先 経 営 管 理 部 部 長 倉 林 聡 子
 (TEL. 050-3786-1715)

**第三者割当による行使価額修正条項付第 M-2 回新株予約権及び
 第 M-3 回新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会において、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 70 号を割当予定先とする第三者割当の方法による第 M-2 回新株予約権及び第 M-3 回新株予約権（以下個別に「第 M-2 回新株予約権」、「第 M-3 回新株予約権」並びに第 M-2 回新株予約権及び第 M-3 回新株予約権を総称して「本新株予約権」）の発行（以下「本第三者割当」）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 3 月 2 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	50,000 個 第 M-2 回新株予約権 45,000 個 第 M-3 回新株予約権 5,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 13,800,000 円（第 M-2 回新株予約権 1 個当たり 279 円、第 M-3 回新株予約権 1 個当たり 249 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	5,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 M-2 回新株予約権 4,500,000 株 第 M-3 回新株予約権 500,000 株 第 M-2 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は 202 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、4,500,000 株です。なお、第 M-2 回新株予約権の上限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	2,033,800,000 円（注） （内訳） 新株予約権発行分 13,800,000 円 第 M-2 回新株予約権発行分 12,555,000 円 第 M-3 回新株予約権発行分 1,245,000 円 新株予約権行使分 2,020,000,000 円 第 M-2 回新株予約権行使分 1,818,000,000 円 第 M-3 回新株予約権行使分 202,000,000 円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 M-2 回新株予約権 404 円 第 M-3 回新株予約権 404 円 第 M-2 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、行使価額は、割当日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知を

	<p>当社が受領した日（以下「修正日」。但し、当該通知を当社が受領した時点において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日（東京証券取引所で売買立会が行われる日（但し、当社普通株式について、取引所においてあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限も含まれます。）、当該日は「取引日」にあたらぬものとし、）をいいます。）が修正日となります。）に、修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。第M-2回新株予約権の下限行使価額は202円であり、上限行使価額はありません。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第M-2回新株予約権 投資事業有限責任組合インフレクションII号 37,875個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号 7,125個</p> <p>第M-3回新株予約権 投資事業有限責任組合インフレクションII号 4,208個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号 792個</p>
<p>(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先との間の新株予約権割当契約（以下「(9)その他」において定義します。）において以下の行使数量制限を定めます。</p> <p>原則として、単一暦月中に割当予定先が第M-2回新株予約権を行使することにより取得する株式数が、第M-2回新株予約権の払込日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点で公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」）を制限します。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が第M-2回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第M-2回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が第M-2回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権割当契約により合意しております。</p>

	なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、平成30年2月14日付で、新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」）を締結しております。新株予約権割当契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が新株予約権割当契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定しております。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。調達資金の額から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額は2,024,800,000円となる予定です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社は、自ら開発したソフトウェアを販売することを収益の源とし、当社で開発した従来型の携帯電話（フィーチャーフォン）向けのJavaプラットフォーム「JBlend」が米国Motorola社等、多数の大手携帯電話メーカー採用されたことにより、一時は売上高営業利益率が20%を超えるなど、収益性の高い事業を行っていました。しかし、その後世界的にスマートフォンの普及が急速に進み、従来型の携帯電話フィーチャーフォンの出荷台数が激減したことにより、主にフィーチャーフォン向けのソフトウェア製品の販売及び開発等を事業の中核としていた当社は、ビジネスモデルの見直し及び新たに収益の柱となるビジネスモデルの構築を行う必要が生じました。そのような中、当社では、当該新たなビジネスモデルの構築にあたり、身の回りの様々な「モノ」への接続を容易にするデバイス（スマートフォン、タブレット等）の普及に伴い、“身の回りのモノがインターネットにつながる”という新たな概念として注目を集め始めていたIoT（Internet of Things：モノのインターネット）に着目し、フィーチャーフォン向けソフトウェアの開発で培った当社の「組み込み」技術は、スマートフォンやタブレット等を中心としたIoTにおいても生かすことが可能であると考えたことから、当社が注力すべき市場を「IoT市場」に定めた上で、新たなビジネスモデルの構築を行うことといたしました。

そのような状況下、当社では、Bluetooth Low Energy（低消費電力で通信が可能な近距離無線通信技術Bluetoothの拡張仕様の一つ）の技術を用いた通信用ハードウェアであり、センサーにより環境や機器の状態の変化を検出し、タイムリーにスマートフォンに通知することを可能としたBLEモジュール「JM1シリーズ」を開発いたしました。当社は、この「JM1シリーズ」を空気清浄機や浄水器等に組み込むことによって、フィルター交換時期をタイムリーにスマートフォンへ通知し、それまではメーカーが推奨する交換時期を超えてもフィルターを交換せず継続して使用していた空気清浄機や浄水器等のユーザーに対してフィルター交換を促進することで、フィルター等の消耗品等の販売を促進し、当該消耗品等の販売促進によりメーカー側で発生する増加収益から一定の割合を以て当社が獲得する収益である「レベニューシェア」を獲得するという新たなビジネスを構築いたしました。更に、当社では、当該ビジネスモデルを遂行することで当社の業績及び企業価値の向上が実現できるものと考え、当該ビジネスモデルを基に平成27年12月期から平成29年12月期までの3年間の売上高及び営業利益を対象として策定した中期経営計画を平成27年2月16日に公表（同年3月9日に上方修正）いたしました。

しかしながら、当該ビジネスモデルは、「JM1シリーズ」を安価に販売することで市場のシェアを確保し、搭載機器の種類や数を増加させることで、レベニューシェアによる安定収益を確保するという想定のもと遂行しておりましたが、「JM1シリーズ」を組み込んで顧客製品をIoT化するにあたり、当社並びに顧客及び製造委託先等においてIoTという新規性の強いビジネスに取り組むことで初めてとなる知識や工程が数多く存在し、製品販売にいたるまでに当初の想定よりもはるかに時間がかかる状況が発生したこと、当該遅れに伴いレベニューシェアの売上が確保できなかったこと等により、当該中期経営計画策定時において見込んでいた収益の獲得が計画どおりに進捗せず、結果として当該中期経営計画で対象とした平成27年12月期、平成28年12月期及び平成29年12月期の売上高及び営業利益については、全期間において当該中期経営計画で公表した予想数値を大幅に下回る結果となりました。その結果、当該中期経営計画策定当初において期待した収益が獲得できないことによって当社財務状況は改善されず、前連結会計年度（平成29年12月期）まで

6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている状況です。

当社では、このような危機的状況を打開すべく、平成29年3月28日開催の第32回定時株主総会における決議を以て新経営体制に移行し、当該新経営体制のもと、当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりましたが、上記に記載したとおり、前連結会計年度（平成29年12月期）まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている等、依然として非常に脆弱な財務状況が続いております。このような状況を改善するにあたり、当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業の更なる拡充が必要不可欠となりますが、IoTを取り巻く市場環境や技術動向の変化、サービスの多様化、競争の激化等が見られる当該事業への取り組みを強化するためには早急に収益性の改善及び財務基盤の強化が必要な状況であります。

当社では、これまで各種センサーとクラウドを繋げて様々なIoTソリューションサービスを実現してまいりましたが、そのような状況を鑑み、平成29年11月9日に新事業ビジョンを発表し、当社の中長期的な業績向上及び企業価値向上の実現へ向けて今後当社が取り組むべき施策の方向性を打ち出しました。当新事業ビジョンでは、当社が創業以来展開してきた「組込み」事業及び当該事業に係る技術と経験知をその根幹として、まだ繋がっていないモノとモノ、モノとサービス、サービスとサービス等を繋ぐことが当社の技術力（コアコンピタンス）であると再認識し、「Connecting the Unconnected」をスローガンとしております。

当社では、上記新事業ビジョンを着実に実行することで、当社IoTソリューションサービスの拡充、ひいては当社の中長期的な業績向上及び企業価値の向上が実現できるものと考えておりますが、当該施策を確実に実行し達成するためには既存の当社のIoTソリューションサービスの更なる拡充に加えて、新たに当社のIoTソリューションサービスであるアプリケーション、クラウド及びデバイス等をより高度なレベルで開発し、当社のコアコンピタンスである独自の「組込み技術」を更に向上させることが必要不可欠と考えております。ただし、上記のとおり非常に脆弱な財務状況が続いている当社の現状を鑑みると、まず第一に既存の当社のIoTソリューションサービスにおいて一定の売上高を確保することであり、そのためには現在限られたリソースを用いて行っている受託開発案件や製品販売をさらに増加させることが必要であると考えております。当社では、受託開発及び製品販売売上において一定の収益性を確保していること、さらには当該活動を通じて顧客の声を聞き、当社製品の機能向上等にもつながることから、当該売上高を戦略的に増加させたいと考えており、それに伴い協力会社への業務委託費用及び製品製造費用についても増加するものと考えております。また、急激な技術革新が進んでいるIoT市場において、中長期的に基軸となるような市場訴求力の高い製品・サービス等を開発するためには、現状の社内の人材以外に外部から高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材や、事業提携及びM&A等による経営資源の確保が急務であると考えておりますが、上記業務委託及び製品製造に係る増加費用、及び当該研究開発活動に要する費用並びに事業提携及びM&A等に必要となる費用については、当社の内部留保で賄うことは非常に困難であると考えております。

当社では上記の状況を踏まえ慎重に議論を重ねた結果、上記のとおり、既存の当社のIoTソリューションサービスを更に拡充するための必要資金及び続々と登場する新世代の高度な技術をいち早く取り入れて、広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等を開発するための必要資金並びに事業提携及びM&A等の必要資金の調達を目的として、当社取締役会にて本新株予約権の発行を決議いたしました。

（2）資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第M-2回新株予約権の行使価額は、平成30年3月2日以降、第M-2回新株予約権の発行要項（以下「第M-2回新株予約権発行要項」）第12項に定める期間の満了日まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

第M-3回新株予約権の行使価額は、第M-3回新株予約権の発行要項（以下「第M-3回新株予約権発行要項」）第11項に定める期間の満了日まで、当初行使価額である404円に固定し、以後行使期間の満了日まで行使価額の修正は行われぬものとしております。

なお、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で5,000,000株（議決権数50,000個）であり、平成29年12月31日現在の発行済株式総数14,363,930株に対して34.81%、総議決権数

141,689 個に対して 35.29%の希薄化が生じます。また本新株予約権発行の取締役会決議日である平成 30 年 2 月 14 日から 6 ヶ月以内である平成 29 年 11 月 27 日に当社が発行した第 S-3 回新株予約権（平成 29 年 11 月 9 日付適時開示「株式会社光通信に対する第三者割当による募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」）がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数 787,500 株（議決権数 7,875 個）と合算して、前回第三者割当増資決議日である平成 29 年 11 月 9 日現在の発行済株式総数 14,353,930 株に対して 40.32%、総議決権数 141,590 個に対して 40.88%の希薄化が生じる見込みです。

（3）資金調達方法の選択理由

本スキームには下記「（4）資金調達方法の特徴」に記載の〔メリット〕及び〔デメリット〕並びに〔本新株予約権のその他特徴〕がありますが、下記「（4）資金調達方法の特徴」に記載の〔他の資金調達方法との比較〕のとおり、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

（4）資金調達方法の特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。
なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した資金調達が実現できず、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります

〔メリット〕

① 最大交付株式数の限定

第 M-2 回新株予約権の目的である当社普通株式数は、4,500,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

また、第 M-3 回新株予約権についても、目的である当社普通株式数は 500,000 株で固定されているため、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

② 資本政策の柔軟性が確保されていること

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、後記「〔本新株予約権のその他特徴〕①取得条項」に記載の本新株予約権に付された取得条項に従い、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前に通知をし、割当予定先の事前の書面の同意（第 M-2 回新株予約権については行使期間の開始日から 9 ヶ月経過するまで）を得たうえで、当社取締役会で定める取得日に、第 M-2 回新株予約権は 1 個当たり 279 円、及び第 M-3 回新株予約権は 1 個当たり 249 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、資本政策の柔軟性を確保することができます。

③ 株価への影響の軽減が期待されること

本新株予約権については、本新株予約権を複数回に渡り行使した上で当該本新株予約権の行使により保有した当社株式を株式市場で売却するため、希薄化が即時に生じる株式の割当とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいものと考えていること、及び下限行使価額が 202 円（発行決議日前営業日の東京証券取引所終値の 50%の水準）に設定されていることから、株価の下落に対して一定限度制限していると考えていること、並びに第 M-3 回新株予約権については下記「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」で記載したとおり、その行使時期は第 M-2 回新株予約権の行使完了後となるため、第 M-2 回新株予約権との行使時期が重なることは原則想定していないこと、等の理由により、本新株予約権の発行については株価への影響は限定的なものであると考えております。

④ 速やかな必要資金の調達が可能であること

第M-2回新株予約権については、行使価額が日々修正されることから、株価状況により予定した調達金額を満たさない可能性があるものの、速やかに行使が進むことが期待されるため、短期的に必要な資金を調達することが可能であると考えております。また、第M-3回新株予約権については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した資本・業務提携及びM&Aの実行等により、当社の企業価値及び株主価値が向上した結果当社の株価が上昇した場合においては、株価が行使価額を一定程度上回った段階で速やかに行使が進むことが期待されると考えております、

以上の特徴により、速やかな必要資金の調達が可能であると考えられます。

[デメリット]

① 当初資金調達額が限定的

第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権の特徴として、いずれも新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

第M-2回新株予約権については、本新株予約権の下限行使価額は202円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、また、株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額の修正に伴い、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、第M-3回新株予約権については、株価が長期的に行使価額を下回った場合には行使自体がなされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性

本新株予約権については、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を機関投資家に対し又は市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先には第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権のいずれについても行使義務はないため、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

⑤ 取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合等の一定の場合には、割当予定先が新株予約権割当契約に定められた取得請求権（下記「[本新株予約権のその他特徴] ③取得請求権」参照）を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

⑥ 第三者割当方式により投資家が限定的

第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権のいずれについても第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募る場合と比べて、資金調達先となる投資家が限定的となっていることから、既存株主が選択の余地なく希薄化の影響を受けることとなります。

[本新株予約権のその他特徴]

新株予約権割当契約には、以下の内容が含まれております。

① 取得条項

第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権のいずれについても、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をし、割当予定先の事前の書面の同意を得たうえで、当社取締役会で定める取得日に、

第 M-2 回新株予約権は 1 個当たり 279 円、及び第 M-3 回新株予約権は 1 個当たり 249 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。なお、第 M-2 回新株予約権については、行使期間の開始日から 9 ヶ月が経過した後は、割当予定先の事前の書面の同意を要することなく、上記取得条項に基づき第 M-2 回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

② 解約条項

割当予定先は、(i) 新株予約権割当契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じるおそれがある場合、(ii) 国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、新株予約権割当契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する当社普通株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じるおそれがある場合、(iii) 割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はそのおそれがある場合、(iv) 割当予定先が新株予約権割当契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、(v) 当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合、若しくは、表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、(vi) 新株予約権発行要項第 14 項第 2 項に定める事由が発生した場合、当社が本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を 15 取引日以内に取得するとともに、当社の責めに起因して割当予定先に生じた損害を賠償する旨を合意しております。

③ 取得請求権

本新株予約権の割当契約には、①当社が消滅会社となる合併契約の締結又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、②当社が発行する株式が取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合、③いずれかの取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して第 M-2 回新株予約権発行要項に定める当初の行使価額の 50% (202 円) (但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 4 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額の 50% とします。) を下回った場合、④いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して第 M-3 回新株予約権発行要項に定める行使価額 (404 円) (但し、下記「2 新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第 M-3 回新株予約権証券) (2) 第 M-3 回新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄第 4 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。) を下回った場合、⑤いずれかの 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成 30 年 2 月 14 日 (同日は含まない。) に先立つ 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高 (但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第 2 項乃至第 4 項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。) の 50% を下回った場合、⑥割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の 1 ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、⑦東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が 5 取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権 (但し、上記③に定める事由に基づく取得については、第 M-2 回新株予約権に限り、上記④に定める事由に基づく取得については、第 M-3 回新株予約権に限り、以下、本注において同じです。) の全部又は一部の取得を請求することができるものと定めております。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して 15 取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について本条に基づき当社が割当予定先に支払うべき本発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されません。

[他の資金調達方法との比較]

①金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務健全性が低下するとともに、今

後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

②公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。

③ライツ・オフERING

新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフERINGについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オフERINGにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGにおいては、東京証券取引所有価証券上場規程第304条第1項第3号にて、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフERINGは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。

④第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達が可能としますが、今回の資金調達に際して様々な潜在投資家と折衝したものの、株式市場における当社の株価と当社の収益力及び財務内容等の要因により、すぐには第三者割当による新株発行を引き受けることが可能な投資家を見つけ出すことは困難であると判断したことから、今回の資金調達方法から対象外といたしました。

⑤株主割当

株主割当方式での新株発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑥社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断いたしました。

⑦MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため、資金調達方法の候補からは除外しております。

本新株予約権については、本新株予約権の交付予定株式数5,000,000株の90%である4,500,000株を最大交付株式数とする行使価額修正条項が付された新株予約権である第M-2回新株予約権と、行使価額が固定された新株予約権である第M-3回新株予約権という2種類の新株予約権に分けて発行いたしますが、第M-2回新株予約権については、上記「2. 募集の目的及び理由（1）当該資金調達の目的及び理由」に記載したとおり当社は非常に脆弱な財務状況が継続しており、このような状況を改善するためには、当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業の更なる拡充が急務かつ必要不可欠であり、各資金使途に調達した資金を速やかに充当し、各資金使途に記載した施策を早急に行う必要があること、かつ、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載したとおり、当該資金使途において記載した施策を実行するにあたりあらかじめ前もって資金を確保する必要がある施策があること、また前倒しで費用を支出する必要があると考えている施策があること等の理由により、当社においては早期かつ短期での必要資金の調達という資金ニーズがあると考えているため、当該当社の資金ニーズを充足し得るファイナンス手法として、行使価額が日々修正されることから、株価状況により予定した調達金額を満たさない可能性があるも

の、速やかに行使が進むことが期待され、かつ短期的に必要な資金を調達することが可能である行使価額修正条項付新株予約権（第 M-2 回新株予約権）を選定いたしました。なお、第 M-2 回新株予約権の行使価額修正条項のディスカウント率は、当社の過去事例及び近時の同種事例等を参考に、割当予定先との協議を踏まえ 10% といたしました。また、第 M-3 回新株予約権については、割当予定先に対するインセンティブの要素を含む新株予約権の付与であるものの、下記「第 3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 d. 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、第 M-2 回新株予約権のすべての行使及び第 M-3 回新株予約権のすべての行使により取得としたすべての当社株式の売却の完了を要件として、上記「(1) 割当先の概要」記載の割当予定先の紹介者であり、投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供しているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社（代表者：笹沼泰助、住所：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号）より、当社 IoT ソリューション事業に関係する新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言を適宜受けることが予定されており、またその行使については、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社が紹介した投資案件等が成就する等の要因により当社の企業価値並びに株主価値の向上及び当社株価状況等の改善が実現した場合、行使期間中において速やかな行使が期待できることから、行使価額が固定されたスキームである M-3 回新株予約権についても、今回の資金調達のファイナンス手法として適切であると考えております。

なお、第 M-2 回新株予約権及び第 M-3 回新株予約権いずれについてもその行使には不確実性があり、上記「(4) 本スキームの特徴」[デメリット]に記載したとおり資金調達が当初想定額を下回る可能性はあるものの、当社は資金調達額が当初想定額を下回った場合には下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、調達した資金額の範囲において各資金使途で記載した施策を実行していく予定であることから、資金調達額が当初想定額を下回った場合においても、現状と比較して、調達した資金の範囲内とはなるものの当社が中核事業と位置付ける IoT ソリューション事業の拡充が可能になると考えております。また、上記「[デメリット]①当初資金調達額が限定的」に記載したとおり、本新株予約権についてはいずれも新株予約権者による権利行使があつて初めて資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されますが、本新株予約権の 90% を占める第 M-2 回新株予約権については、本新株予約権の割当予定先が短期に行使する意思を表明していることから、当社としては当初の調達額が限定されているものの、今回の資金調達においては特段問題がないものであると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	2,033,800,000 円
(内訳)	
(ア) 第 M-2 回新株予約権の発行	12,555,000 円
(イ) 第 M-2 回新株予約権の行使	1,818,000,000 円
(ウ) 第 M-3 回新株予約権の発行	1,245,000 円
(エ) 第 M-3 回新株予約権の行使	202,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	9,000,000 円
③ 差引手取概算額	2,024,800,000 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（13,800,000 円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（2,020,000,000 円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、第三者委員会設置に係る費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。

4. 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金	729百万円	平成30年3月～平成33年3月
② 新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金	590百万円	平成30年3月～平成33年3月
③ 資本・業務提携及びM&A	705百万円	平成30年3月～平成33年3月

(注) 1. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

① 当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金

上記の差引手取概算額2,024百万円のうち729百万円につきましては、現在当社が取り組んでいる既存の事業をより拡充するために必要となる資金に充当する予定です。729百万円のうち245百万円については、現在の売上の中心である受託開発及び自社製品販売をより一層加速させるために、当該売上高の増加に伴い増大する協業先や委託先等への業務委託費用であり、243百万円については案件数の増加に伴って増大する製品製造費用に充当する予定です。当社では、IoTソリューション事業において一定の売上と利益を確保することができる受託開発案件を増やしたいと考えており、また既存及び新規顧客からの引き合いもあることから、着実に案件を受注し、複数の受託開発案件を平行して対応していきたいと考えておりますが、品質及び納期を担保しながら売上規模を増加させるためには前もって相応の人員・体制を確保しておくことが必要となります。しかしながら、顧客からの入金と委託先等への出金には時間的な差異が生じることから、業務委託費用について投資資金が必要であると考えております。また、製造委託費用については、国内で販売しており今後の海外展開を予定している位置情報を通知する当社ロケーションビーコン製品「MyBeacon」や当連結会計年度(平成30年12月期)より欧米及び日本で発売予定の外付けIoTユニット製品「IoTIZR(アイオータイザー)」等の当社IoT製品の製造に充当する予定です。これらの製品については販売開始後に着実にシェアを伸ばしていくためにも、製品製造費用の支出が前倒しで必要になると考えております。また、当社が現在主に取り組んでいるBluetooth Low Energy(BLE:低消費電力で通信が可能な近距離無線通信技術Bluetoothの拡張仕様の一つ)及び無線LAN等だけではなくLow Power Wide Area(LPWA:低消費電力で広域をカバーする無線技術)や5G(第5世代移動通信システム)等の新たな通信規格や既存のサービスを拡充するための技術等を用いた新たな製品及びサービス等の設計及び開発に要する部材や設備等の購入費用及びサーバーやクラウド等の使用に伴い発生する費用、各国法令に準拠した製品を生産するための品質保証及び認証取得等に必要となる費用として729百万円のうち160百万円を、新規市場又は顧客開拓や販売活動にあたり、各種施策を行うための販売促進費用として729百万円のうち81百万円を充当する予定です。

② 新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金

上記の差引手取概算額2,024百万円のうち590百万円につきましては、当社が20年以上に渡って展開してきた組込みソフトウェア事業、及び10年以上に渡る半導体開発を含む組込みハードウェア事業の知識と経験を根幹とした、当社のコア・コンピタンスでありIoT/CPS(※1)時代の要素技術でもある「総合的な組込み技術」を更に進化・深化し、広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等の開発を実現するための戦略立案及び研究等を専門とする部門を設置するための資金に充当する予定です。内訳としては、AI、ビッグデータ、ロボット、ブロックチェーン等の技術並びに空気・大気及び土壌等の計測・調査・制御等に係る産業分野について、大学院その他専門機関で研究してきた高度な専門知識を有する研究員や、企業等で当該事業に従事した豊富な経験を有する優秀な人材を確保するための資金として250百万円、及び当社の既存技術やサービスとの親和性及び拡張性を有する事業を開発するための活動資金として340百万円を充当する予定です。なお当該活動資金の中には、上記技術や分野の市場環境や最新技術動向等に係る調査活動費、及び研究開発活動を行うに当たり必要となるソフトウェアライセンスや設備の購入資金等が含まれております。

② 資本・業務提携及びM&A

上記の差引手取概算額2,024百万円のうち705百万円につきましては、上記資金使途に記載した、当社の既存製品やサービスの拡充及び広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等の開発を実現するにあたり、新たに必要となることが見込まれたヒト・モノ・カネ等の経営資源を補うことを目的とした資本・業務提携及

び M&A に要する費用に充当する予定です。資本・業務提携及び M&A 等で補う経営資源としては、AI、ビッグデータ等の分野でコアとなる技術や当社と親和性のあるサービスを有する企業、当社サービスの拡大に比例して増大するシステム運営管理や顧客サポート等を専門に行う企業、ブロックチェーン等の分散型技術をはじめとする IoT のオープンイノベーションを推進するための技術やサービスを有する企業等を想定していますが、実際の企業選定等については当社が今後実施する調査研究部門の活動や当社事業の進行状況により具体的に検討してまいります。なお、当社では、当該資本・業務提携及び M&A として 2 社程度を想定しており、M&A 実施に必要なアドバイザー費用や弁護士費用等を含めて 10～11 億円程度と考えておりますが、当該資本・業務提携及び M&A の実行については、その実行及び成立について当社とシナジー効果が見込める投資先が存在しない等の不確実性が伴うことから、計画どおりに進捗しない可能性があります。当社はその場合、本新株予約権の発行により調達した当該資金使途に充当する予定の資金について、上記「具体的な使途」に記載した資金使途「①当社ソリューション拡充のための投資資金」に優先的に充当し、当社の既存事業部門による製品及びサービス売上の増大を目指してまいります。一方、当該資本・業務提携及び M&A が計画通り推移し、今回の調達資金で不足する規模の企業や事業が候補となった場合は、当初予定していた充当額との差分を手元資金で補うことや候補先の見直し等も踏まえ実行可否を慎重に検討いたします。

なお、本新株予約権の発行により調達した資金につきましては、本新株予約権の行使がなされる都度調達した資金を「①当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」に優先的に充当し、「②当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」及び「③資本・業務提携及び M&A」についても順次充当していく予定です。

また、本新株予約権の行使状況等の要因により想定した資金調達額に達しなかった場合は、上記資金使途資金使途「①当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」については上記に記載した各施策の予定充当額の見直し等を図り、「②新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金調達資金」については、新たに新設する専門部門の予定確保人数の調整、調査に要する費用及び導入予定の設備数の見直し等を実施し、また資金使途「③資本・業務提携及び M&A」については、投資案件の規模を縮小する等の見直しを図ることで、調達した資金額の範囲において各資金使途で記載した施策を実行していく予定です。また、本新株予約権の行使状況により調達した資金が想定以上の金額となる場合は、当初想定した調達額からの超過分を上記資金使途「①当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」に優先的に充当する予定です。

上記に記載した各資金使途の支出予定時期はそれぞれ「平成 30 年 3 月～平成 33 年 3 月」としておりますが、実質的な支出時期は平成 30 年 3 月から平成 32 年 3 月までを想定しており、当該期間において本新株予約権の発行により調達した資金を上記に記載した施策に充当することで、当社 IoT ソリューション事業の更なる拡充が可能となり、ひいては当社企業価値及び株主価値の向上が実現できるものと考えております。

※ 1. CPS (JEITA)

「CPS とは、実世界（フィジカル空間）にある多様なデータをセンサーネットワーク等で収集し、サイバー空間で大規模データ処理技術等を駆使して分析／知識化を行い、そこで創出した情報／価値によって、産業の活性化や社会問題の解決を図っていくものです。」

引用 URL： <http://www.jeita.or.jp/cps/about/>

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の「①当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」に充当していくことで、現在当社が取り組んでいる既存の施策をより拡充することが可能となり、また「②新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金」に充当していくことで、当社のコア・コンピタンスであり IoT/CPS 時代の要素技術でもある「総合的な組込み技術」を更に進化・深化させることが可能となり、更に「③資本・業務提携及び M&A」に充当することで、上記「（2）調達する資金の具体的な使途」に記載したとおり、当社の既存製品やサービスの拡充及び広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等の開発を実現するにあたり、新たに必要となることが見込まれたヒト・モノ・カネ等の経営資源を補うことが可能となります。

以上のことから、本新株予約権の発行により調達する資金を上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に充当することは当社の業績向上を実現し、ひいては更なる当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものであると考えられることから、本資金使途は合理的であると判断しております。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(2,020,000,000円)につきましては、本新株予約権の行使価額が修正もしくは調整された場合又は本新株予約権が行使されない場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとした。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提(当社は割当予定先の権利行使を阻害する行動を取らないことを前提として行動すること、原則として行使期間満了時点における割当先からの取得請求権に基づく取得の場合を除いて、取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないものとし、割当予定先は上記内容を前提として第M-2回新株予約権については、修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準、又は第M-3回新株予約権については株価が権利行使価額を上回る株価水準においては任意に出来高の一定割合(12.5%)の株数の範囲内で任意に権利行使及び売却を行なうものとする、第M-2回新株予約権と第M-3回新株予約権のいずれも権利行使が可能な株価水準においては第M-2回新株予約権の権利行使が優先されるものとする等)を置き、評価を実施しています。更に、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、過去において他の上場企業により実施された類似の新株予約権発行事例において発行条件から逆算されるスプレッド水準や、他の上場企業により実施された普通株式の公募増資における公表値より類推される株式処分コスト等相当額水準を参考にして評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した新株予約権の1個あたりの評価額(第M-2回新株予約権評価額279円、第M-3回新株予約権評価額249円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第M-2回新株予約権の1個あたりの払込金額は279円、第M-3回新株予約権の1個の払込金額は249円といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、第M-2回新株予約権の当初行使価額は平成30年2月13日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額である404円とし、また第M-3回新株予約権については、インセンティブの要素を含む新株予約権であることを鑑みて、当社の直近の株価を設定することで、当社の企業価値向上が実現した場合において初めて割当予定先が第M-3回新株予約権の行使及び取得した株式の売却による利益を享受できるように、平成30年2月13日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額である404円といたしました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議し本評価額について合意を得たことを確認した後に決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社は本新株予約権の発行については、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(東京都千代田区)及びS&Nパートナーズ法律会計事務所(東京都文京区)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、当社と割当予定先との新株予約権割当契約書や有価証券届出書、赤坂国際会計の価値評価報告書等必要な書類を考察し、当社と割当予定先との間の契約の締結や本新株予約権の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないかを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)からは、当社による本新株予約権の発行及び本新株予約権に

係る割当契約証書（以下「本新株予約権割当契約」）の締結は、会社法その他適用法令に従い、当社の平成 30 年 2 月 14 日付取締役会決議により適法に授権されること、本新株予約権割当契約は適法、有効であり、かつ、その条項に従って法的拘束力を有する当社の債務を構成する契約であること、並びに、本新株予約権の発行は、法令若しくは当社の定款その他の内部規則に違反せず、また著しく不公正な方法により行われるものではないこと等を前提として、本新株予約権の発行要項の内容及び上記の赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断した旨の監査役会意見書を受領しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で 5,000,000 株（議決権数 50,000 個）であり、平成 29 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 14,363,930 株に対して 34.81%、総議決権数 141,689 個に対して 35.29%の希薄化が生じます。また本新株予約権発行の取締役会決議日である平成 30 年 2 月 14 日から 6 ヶ月以内である平成 29 年 11 月 27 日に当社が発行した第 S-3 回新株予約権（平成 29 年 11 月 9 日付適時開示「株式会社光通信に対する第三者割当による募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」）がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数 787,500 株（議決権数 7,875 個）と合算して、前回第三者割当増資決議日である平成 29 年 11 月 9 日現在の発行済株式総数 14,353,930 株に対して 40.32%、総議決権数 141,590 個に対して 40.88%の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、「2. 募集の目的及び理由（1）当該資金調達目的及び理由」に記載のとおり、当社は前連結会計年度（平成 29 年 12 月期）まで 6 期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続し、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている等、脆弱な財務状況が続いていることから、変化が起こりやすく、かつ今後競争の激化が予想される IoT への取り組みを強化するためには早急に収益性の改善及び財務基盤の早急の強化が必要な状況です。本新株予約権の発行については、25%以上の希薄化が発生する大規模な資金調達となりますが、本新株予約権の発行により上記「3.（2）手取り金の使途」に記載した「①当社ソリューション及びプロダクトライン拡充」、「②新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金」、及び「③資本・業務提携及び M&A」のための投資資金にそれぞれに充当することによって、上記に記載した早期の収益性改善及び財務基盤強化が可能となり、その結果、当社企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えております。なお、本新株予約権全てが行われた場合における最大交付株式数 5,000,000 株は当社株式の過去 1 年間における 1 日当たりの平均出来高 246,625 株に対して約 20.27 日分であることや、当社株式の直近 1 年間の平均の出来高 246,625 株に対し、本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数 5,000,000 株を行使期間である 2 年間で行使し、取得した当社株式を売却とした場合の 1 日当たりの数量は 6,849 株であり、上記過去 1 年間の 1 日当たりの出来高 246,625 株の 36.0%となること、また割当予定先は上記「2. 募集の目的及び理由（4）資金調達方法の特徴[他の資金調達方法との比較]」に記載したとおり、本新株予約権の交付予定株式数 5,000,000 株の 90%である 4,500,000 株を最大交付株式数とする第 M-2 回新株予約権については短期に行行使する意思を表明していること等の事情を鑑み、本新株予約権の行使により交付される株式数は市場に対してある程度の影響を与える規模であると思われませんが、当社は、上記に記載したとおり本新株予約権の発行により上記「3.（2）手取り金の使途」に記載した「①当社ソリューション及びプロダクトライン拡充」、「②新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金」、及び「③資本・業務提携及び M&A」のための投資資金にそれぞれに充当することによって、上記に記載した早期の収益性改善及び財務基盤強化が可能となり、その結果、当社企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えていることから、当社といたしましては、本第三者割当による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、上記のとおり 25%以上となる大規模な希薄化を伴う内容であるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号

(第M-2回新株予約権 37,875 個、第M-3回新株予約権 4,208 個)

(1) 名 称	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組 成 の 目 的	主として日本国内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行するエクイティ及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資を行うこと	
(5) 組 成 日	2018年1月11日	
(6) 出 資 約 束 金 額 の 総 額	20.8億円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Inflexion II GP, L.P. 1% その他の出資者については、日本国内の事業会社3社及び個人投資家5人で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	Inflexion II GP, L.P.
	所在地	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	代表者の役職・名称	General Partner : Inflexion II GP, Inc.
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	出資約束金額	20,600,000円
(9) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社ならびに当社の関係者および関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社ならびに当社の関係者および関係会社と当該ファンドの業務執行組合員ならびに当該ファンドの業務執行組合員の関係者および関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

②フラッグシップアセットマネジメント投資組合 70 号

(第M-2回新株予約権 7,125 個、第M-3回新株予約権 792 個)

(1) 名 称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合 70 号	
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
(3) 設 立 根 拠 等	民法に規定する任意組合	
(4) 組 成 の 目 的	投資	
(5) 組 成 日	2018年1月15日	
(6) 出 資 額 の 総 額	4,040,000円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	業務執行組合員である株式会社フラッグシップアセットマネジメント（出資比率：99%）と、1名の一般組合員（個人）（出資比率：1%）から出資されております。	
(8) 業 務 執 行 組 合 員	名称	株式会社 フラッグシップアセットマネジメント

の概要	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 猪熊英行
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	資本金	50,000,000円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注) 当社は、割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号、並びに各割当予定先の業務執行組合員及びその代表者、また割当予定先全出資者のうち未上場企業及び個人について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社J P リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門3-7-12/代表取締役・古野啓介）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報

登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

2. 独自情報

公知情報から株式会社J P リサーチ&コンサルティングが独自に構築した反社会的・反市場勢力のデータベースとの照合

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報はありませんでした。

その他の出資者のうち、東京証券取引所に上場する会社については、各社のホームページにおいて証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本の方針を定めていることを確認しました。

これらの結果当社は、割当予定先の関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「2. 募集の目的及び理由（1）当該資金調達のための目的及び理由」に記載したとおり、平成29年12月期中において発足した新経営体制のもと、中核事業であるIoTソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりましたが、前連結会計年度（平成29年12月期）まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている等、脆弱な財務状況が続いております。このような状況を改善するにあたり、IoTを取り巻く市場環境や技術動向の変化、サービスの多様化、競争の激化等が見られる当該事業への取り組みを強化するためには早急に収益性の改善及び財務基盤の強化が必要な状況であり、当該収益性の改善及び財務基盤の強化という目的を達成するためには、当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業の更なる拡充及び新たに当社のIoTソリューションサービスであるアプリケーション、クラウド及びデバイス等をより高度なレベルで開発し、当社のコアコンピタンスである独自の「組込み技術」を更に

向上させることによる収益性の向上の実現が必要不可欠であると考えております。しかしながら、当該 IoT ソリューション事業の更なる拡充に必要な資金については、上記のとおり脆弱な財務状況が続いている当社の内部留保のみで賄うことは非常に困難であると考えたため、当該必要資金の調達について、複数の潜在的投資者との間で検討及び議論を重ねてまいりました。

そのような中、資産の管理及び運用や経営全般に関するコンサルティングを行っているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、同社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供しているファンドである上記「(1) 割当先の概要」記載のファンドを割当先候補として紹介され、当該ファンドからの出資の実施に向けた検討と協議を継続して行ってまいりました。当社は、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、早期かつ短期の必要資金の調達という当社の資金ニーズを充足し得るファイナンス手法として、行使価額修正条項付新株予約権(第 M-2 回新株予約権)を提案されたこと、また、本新株予約権の第三者割当を実行することで、調達した資金を当社の収益性向上の実現に必要な「3 新規発行による手取金の使途 (2)【手取金の使途】」に記載した各資金使途に早期に充当することが可能となること、並びに第 M-2 回新株予約権のすべての行使及び第 M-2 回新株予約権のすべての行使により取得としたすべての当社株式の売却の完了を要件として、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より当社 IoT ソリューション事業に関係する新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言を適宜受けることが予定されていること等を勘案し、当該ファンドを第三者割当の割当先として選定いたしました。なお、行使価額が 404 円に固定された第 M-3 回新株予約権については、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、上記に記載した当社に対する新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言が完了した後、当社に係るインサイダー情報の保有が無いことを確認したうえで当社の株価状況等を勘案しながら第 M-3 回新株予約権の行使を行い、取得した当社株式を市場で売却する、いわばインセンティブの要素を含む新株予約権の保有を目的として提案されたものです。当社としては、必要以上の希薄化をもたらす株式や新株予約権等の発行は実施しない方針ではありますが、第 M-3 回新株予約権を発行することでアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より上記の提案を受けることが可能となり、当該紹介された投資案件等が成就した場合は当社の更なる企業価値向上が期待できること、また、第 M-2 回新株予約権の行使より調達した資金を各資金使途に充当することで当社の企業価値並びに株主価値の向上及び当社株価状況等の改善が実現し、その結果、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より紹介を受けた投資案件等が成就しない場合でも、行使期間中において第 M-3 回新株予約権の行使がなされる可能性は高いと判断したこと、更に、本新株予約権の交付予定株式数 5,000,000 株に対して第 M-3 回新株予約権の交付予定株式数 500,000 株が占める割合は 10% (平成 29 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 14,363,930 株に対する割合は 3.48%) であり、インセンティブの要素を含む新株予約権の発行新株予約権数としては過大な規模ではないと思われることから、第 M-3 回新株予約権の発行についても妥当であると判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 70 号の間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、第 M-2 回新株予約権については、割当予定先に対するサービス提供者であるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の本件担当者から、割当予定先が第 M-2 回新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭にて連絡を受けております。また、第 M-3 回新株予約権については、第 M-2 回新株予約権の行使及び当該行使により取得した当社株式の売却がすべて完了した後、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社が当社に対し当社 IoT ソリューション事業に関係する新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言を適宜実施し、原則として当該案件の完了後に、当社の業績及び市場動向等を勘案しつつ行使及び取得した株式の売却を行う方針である旨の説明を、割当予定先の担当者から口頭で受けております。

また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第 M-2 回新株予約権を行使することにより取得する株式数が、第 M-2 回新株予約権の払込日時における上場株式数(東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の 10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」)を制限する旨を本新株予約権割当契約にて規定しております。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が第 M-2 回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第 M-2 回

新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が第 M-2 回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本新株予約権割当契約により合意しております。

なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、それぞれの割当予定先の銀行が発行する残高証明書（投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号については平成 30 年 2 月 2 日付、フラッグシップアセットマネジメント投資組合 70 号については平成 30 年 2 月 7 日付）を入手し、本新株予約権の発行価額の払込に足る現金預金を保有していることを確認いたしました。

以上により、本新株予約権の発行価額に係る払込みに支障はないと判断しております。

なお、本新株予約権の行使に際する払込資金につきましては、上記残高証明書に記載されている金額から本新株予約権の発行価額の払込に要する資金を除いた金額である約 60 百万円の範囲において、本新株予約権を行使し取得した当社株式を市場等で売却し、当該売却で得た資金を本新株予約権の行使に際する払込資金に充てていく予定である旨を割当予定先の担当者より確認しております。

（５）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 大株主及び持株比率

割当前（平成 29 年 12 月 31 日現在）	持株比率
郡山 龍	3.46%
カブドットコム証券株式会社	3.36%
チャールズ レーシー	1.74%
由井 伯秀	1.69%
日本証券金融株式会社	1.32%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW（常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部）	0.65%
堀内 茂隆	0.62%
戎 黎君	0.62%
水野 信一	0.56%
継岩 兔代多	0.56%

（注） 1. 持株比率は平成 29 年 12 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 70 号の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 70 号は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておられませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

8. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、合理的な算定が困難なため未定であります。今後、業績見通しに与える影響が明確になり次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で5,000,000株（議決権数50,000個）であり、平成29年12月31日現在の発行済株式総数14,363,930株に対して34.81%、総議決権数141,689個に対して35.29%の希薄化が生じます。また本新株予約権発行の取締役会決議日である平成30年2月14日から6ヶ月以内である平成29年11月27日に当社が発行した第S-3回新株予約権（平成29年11月9日付適時開示「株式会社光通信に対する第三者割当による募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」）がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数787,500株（議決権数7,875個）と合算して、前回第三者割当増資決議日である平成29年11月9日現在の発行済株式総数14,353,930株に対して40.32%、総議決権数141,590個に対して40.88%の希薄化が生じることから、本新株予約権の発行については希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手または当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意見確認手続きのいずれかが必要になります。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である渥美坂井法律事務所弁護士法人パートナー 外山照久氏（弁護士・公認会計士）を委員長、Census Consulting 株式会社 代表取締役 平山友暁氏（公認会計士・税理士）、及びサン共同税理士法人 代表社員 朝倉歩氏（税理士）を委員とする3名によって構成される第三者委員会に、本新株予約権の発行に関する諮問を行いました。当社は、第三者委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本新株予約権の発行に係る募集株式発行の目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の使途、発行条件の適法性、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関して詳細に説明を行い、第三者委員会はこれを踏まえて当社の業績、財政状態、財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付記されている状況、無配が継続している状況、財務や資金調達活動の状況、本第三者割当の手取金の使途及び発行条件等、当社株式の市場での売買及び株価の状況等を前提として、本第三者割当の必要性並びにファイナンス・スキームとしての相当性、本払込金額の相当性、発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性について慎重に審議・検討を行いました。

その結果、第三者委員会は、本第三者割当の必要性及び相当性については、次に掲げる理由により、一定の必要性が認められるとしました。

<本第三者割当増資の必要性>

(1) 必要性

貴社は、自己資本比率約90.2%、流動比率約98.4%を維持しており、現時点での支払い能力は確保出来ていると考えられるものの、前連結会計年度（平成29年12月期）まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、構造的なキャッシュ・アウト状況が続いている。前連結会計年度の出版事業の事業再編の結果、組織構造が変化しているため、一概に比較することは困難なものの、単年度における純損失額並びに現金及び現金同等物の減少額は、現時点における現預金残高及び純資産金額を超過しており、将来的な財務基盤の確保は急務である。これには、抜本的な収益構造改革により、安定した利益基盤とキャッシュ・フロー源泉を確保することが必要不可欠である。

この点に関する具体的な施策として、貴社は、テクノロジー事業におけるIoT製品化に必要なトータルソリューション提供による顧客ニーズへの適合化と、出版事業における事業再編による選択と集中等を、昨年より推進している。しかしながら、これらの施策効果は収益構造への改善に寄与する兆しは見えて来ているものの、直近会計年度においても、営業損失及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなっている状況を覆す程度の即効性は得られておらず、これらの施策効果を引き続き進めてゆくためには、構造改革過程のキャッシュ・フロー確保を行った上で、必要な投資資金を確保するための抜本的な資金調達が必要不可欠である。

(2) 本第三者割当増資による資金使途

貴社が上記の施策を実行するための事業計画において、①ソリューション拡充のための投資資金として729百万円、②新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金として590百万円、③事業提携及びM&Aのための投資資金として705百万円の資金需要が、今後3カ年度において生ずることとされている。

これらの項目に関して、本委員会が検討した結果は、以下のとおりである。

(a) ソリューション拡充

上記(2)①の資金需要である729百万円のうち、488百万円は受託開発案件及び自社製品販売に充当する予定であるところ、これは現在の主力売上源泉活動であり、安定した収益拡大に直結する使途であると考えられる。具体的には、今後販売を予定している外付けIoTユニット製品「IoTIZR(アイオータイザー)」や、現在国内で販売しているロケーションビーコン製品「MyBeacon」等の製造費用に充足することを計画しており、これらの製品化及び販売の拡充が進むことで、売上機会の増大と原価圧縮が期待できることから、営業利益率の改善につながると考えられる。なお、「IoTIZR」は、製品マスター完了後の改良を重ね、すでに展示会等に出品可能な状態であることから、販売開始の蓋然性が高いと判断した。

また、残余の資金需要である約160百万円に関しては、Low Power Wide Area(LPWA:低消費電力で広域をカバーする無線技術)や5G(第5世代移動通信システム)等の新たな通信規格や既存のサービスを拡充するための技術等を用いた新たな製品及びサービス等の開発等に充てるとされており、販売促進活動として、81百万円を充てるとされている。技術革新が激しく、需要者側での通信規格が多様化している現在のIoT市場環境を勘案すると、既存製品だけで収益拡大していくのには限界とリスクがあることから新製品開発は必要不可欠であり、その金額的水準も合理的である。

(b) 新技術開発及び新事業立ち上げ

上記(2)②の資金需要である590百万円は、製品・サービス等の開発を実現するための戦略立案及び研究等を専門とする部門を設置するための資金とされており、その内訳は、専門的知識、経験を有する人材確保に250百万円、既存技術やサービスとの親和性及び拡張性を有する事業を開発するための活動資金として340百万円である。

当委員会が、各費用項目に関する明細の査閲と聴き取りを行ったところ、貴社の主要売上セグメントであるIoTソリューション事業において必要とされる高度専門的知識をもった人材を確保するための費用、bluetooth及び無線LAN以外の多様な通信規格に対応した商品展開を可能にさせる研究開発活動のための必要資金として、合理的な使途であると判断した。特に、通信規格の多様化への対応資金に関しては、顧客側の需要環境の変化を踏まえると、将来的な収益獲得源泉の確保のために必要不可欠な投資であると考えられる。

(c) 事業提携及びM&A

上記(2)③の資金需要である705百万円で見込まれているM&Aは2件であり、これらの計画に関する投資額根拠について代表取締役兼取締役社長への聴き取りを行い、不合理な点は無いとの心証を得た。

ただし、事業提携計画及びM&A計画の性質上、これらの計画実現性には不確実性が伴うことが不可避であり、また、本第三者割当による資金調達額のうち、本使途に充当する金額的割合が高いことから、当委員会は、この点に関して特に慎重な検討を行った。本第三者割当の希釈化率の高さや、計画実現の不確実性を考慮してもなお、既存株主にとって当該使途での資金調達が必要かつ相当であるかについて、不合理では無いという消極的理由を超えて、肯定できるか否かを検討する必要があるからである。

当委員会がこれらを肯定する結論に至った理由は、主として、以下二点である。

まず、本第三者割当先及び割当条件を含めた一連のスキームが、当該使途での計画実現の確実性を高めるべく設計されていると判断したことが挙げられる。すなわち、本割当先に主たる出資者としても参画しているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社は、本件と類似したスキームの実績が豊富であるところ、第M-2回新株予約権の全ての行使及び第M-2回新株予約権のすべての行使により取得した全ての貴社株式の売却完了を要件として、貴社は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社から、IoTソリューション事業に関する投資案件の紹介を含めた経営助言を受けることが可能となる。また、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社には、紹介を受けた当該投資案件等が完了した場合において、貴社の株価状況等を勘案し、かつインサイダー情報の保有が無い状況となったことが確認された上で、第M-3回新株予約権の行使が可能となるという同社に対するインセンティブの要素を含む新株予約権が付与されている。これにより、本

第三者割当の一連のスキームにおいて、当該計画の支援能力が十分に期待されるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社による計画実現のための積極的関与が期待できると判断した。

次に、上記(2)①ないし②の使途に基づく投資期間中の手元資金確保に資するという観点が挙げられる。現時点での貴社の現金及び預金残高は約881百万円であるところ、かかる残高金額は、平成29年12月期における会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物の減少額である約△292百万円を下回る水準でしか無いからである。すなわち、上記のとおり、新技術開発及び新事業立ち上げへの投資やソリューション拡充のための投資が必要ではあるものの、かかる投資効果が実現するまでには一定期間を要するところ、効果発現までの期間が事業計画での見積りと乖離して長期化した場合に、一時的に資金繰り状況が悪化して支払い不能な資金状況に陥るリスクを最小化することが、既存株主保護の観点からも必要不可欠である。当該使途に基づく資金調達額は、現時点での貴社の現金及び預金残高と併せると、少なくとも次期事業年度期間中に合理的に予想される資金流出リスクを最小化するために寄与する水準であると考えられるから、本第三者割当による投資効果を既存株主がより安定的に享受できるように確保させるために、必要かつ相当な水準であると考ええる。

(3) 小結

以上のとおり、具体的な使途及び金額規模並びにそれらに関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、また、貴社の収益構造改善のための抜本的な構造改革の必要性に照らして合理的であるから、本第三者割当は、結局、貴社の企業価値を維持、向上させることに寄与するものであることが見込まれるため、必要性が認められる。

<本第三者割当増資の相当性>

(1) 発行価額は有利発行に該当しないこと

会社法238条第3項第2号にいう「特に有利な金額」での発行とは、公正な払込金額よりも特に低い価額による発行をいう。また、募集新株予約権の公正な払込金額とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率、行使条件等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された募集新株予約権の発行時点における価額のことをいう。

当委員会が、貴社が発行価額の評価を委嘱した第三者機関である株式会社赤坂国際会計の新株予約権評価報告書を査閲したところ、一般妥当と考えられる評価モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用した算定がなされており、適用されているパラメーター等の根拠数値や前提条件に関しても、その評価過程に特段不合理な点は見当たらなかった。そして、本第三者割当の払込金額は、かかる評価報告書で算出された募集新株予約権の発行時点での評価額とされているから、当委員会は、本件新株予約権の払込金額は、本件新株予約権の割当先となる者につき、「特に有利な金額」に該当するものではないと判断した。

(2) 他の資金調達手段との比較

第2の1(2)(c)で述べたとおり、本第三者割当は、その一連のスキームをもって、貴社に必要となる資金調達を実施し、財務基盤を安定させつつ収益構造の抜本的改革を行うことを可能とするものであるから、貴社の企業価値の向上に資するものであり、本件割当先に対する本第三者割当を行うことは合理的である。また、以下の点に鑑みれば、他の資金調達手段に比して、本第三者割当の方が優れているといえる。

(a) 株主割当による新株発行

株主割当による新株発行の場合、既存株主の持株比率の低下や1株当たりの利益の希薄化という問題が生じないというメリットがあるものの、公募による新株発行に比してコストがかかる面が否めず、また、貴社の株価推移や経営成績の状況に鑑みると、払い込みを行わない既存株主比率も相応に見込まれることから、そもそも必要な資金調達額が得られる蓋然性が低いと言わざるを得ない。また、払い込みに応ずる既存株主に対する経済的負担も看過できず、当該方法を採用することは現実的では無い。

(b) 公募または第三者割当による新株発行

本件規模の多額かつリスクの高い出資の引受先を探すことは、貴社の経営成績及び財務状況に照らして困難であると考えられるところ、複数社と交渉したもののすべて不調に終わったという貴社の説明を受

けた。貴社の客観的状況に照らし、かかる説明は合理的であるため当該手段は実効性に乏しく、また、そもそも希釈化に関するデメリットも回避出来ないため、採用困難な選択肢であるといえる。

(c) ライツオフエリング

既存株主の持株比率への影響、希薄化は相当程度回避可能であるが、権利行使がなされなかった場合には、必要な資金調達ができないというデメリットが大きく、上記のとおり、その弊害が懸念される程度が大きいため、目的達成手段として採用しえない選択肢であると考えられる。

(d) 金融機関からの融資

本件資金調達は、貴社の収益構造を変革するための長期投資資金としての性格を有するところ、金利面等で必ずしも有利でない間接金融方式よりも、返済の必要性がなくキャッシュ・フローを向上させるという直接金融方式の方が合目的的であるといえる。また、収益構造が改善する前にこのような金額的規模の有利子負債を増加させることは、財務の安定性の観点からも、採りえない選択肢であると考えられる。

(3) 割当予定先の相当性

本割当先は、いずれも他社において本件と類似したスキームで実績があるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社が割当先として選定した企業であり、割当先に対する信頼性は一定程度担保されている。また、上述のとおり、本割当先を選定することにより、貴社が、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言を適宜受けることが可能となるため、本件資金調達の目的に照らして相当である。

なお、貴社は、本第三者割当に先立ち、本割当先が反社会的勢力等との関わりがないことを、第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティングに委嘱して調査しており、同社の調査報告書においても、これらの割当予定先が、暴力団等の反社会的勢力ではないこと、違法行為に関わりがないことが明らかとなっている。

以上の事実から、本割当先を選定したことは相当であると考ええる。

(4) 払込みの確実性

本第三者割当において予定されている資金調達総額の 90%を占める第 M-2 回新株予約権は行使価額修正型新株予約権であることから、証券の性質上、当該新株予約権の行使による払込みの蓋然性が高い。また、貴社の適時開示書類によれば、貴社が直近 3 年間に発行した本件類似の行使価額修正型新株予約権である、平成 28 年 2 月 29 日割当日の割当先をマッコーリー・バンク・リミテッドとする第 M-1 回新株予約権も、行使期間内に全量行使されている。

これらの事情と、第 M-2 回新株予約権の割当先である投資事業有限責任組合インフレクション II 号も、早期かつ短期での行使の意向を示しているという貴社の説明を総合的に勘案すると、払込みの確実性が肯定できる。

(5) 発行規模の相当性

本第三者割当の希薄化率は、平成 29 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 14,363,930 株に対して 34.81%、総議決権数 141,689 個に対して 35.29%であり、また本新株予約権発行の取締役会決議日である平成 30 年 2 月 14 日から 6 ヶ月以内である平成 29 年 11 月 27 日に当社が発行した第 S-3 回新株予約権がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数 787,500 株（議決権数 7,875 個）と合算して、前回第三者割当増資決議日である平成 29 年 11 月 9 日現在の発行済株式総数 14,353,930 株に対して 40.32%、総議決権数 141,590 個に対して 40.88%の希薄化が生じることから、本新株予約権の発行については 25%を超える大規模な希薄化が生じる。

しかしながら、新株予約権の目的である普通株式数は最大交付株式数が限定されており、将来の株価変動により予測に反した希薄化が生じるおそれが無い。さらに、貴社取締役会の決議により一定の条件の下で、貴社が取得することを可能とする取得条項が付されていることから、資本政策上の柔軟性が認められる。さらに、金額的割合の大きな第 M-2 回新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使回数分散による株価への影響軽減効果が期待できるから、上記第 3 の 1 で述べた本件資金調達の必要性及び使途に鑑み、相当な水準であると考ええる。

(6) 既存株主への影響

本第三者割当により当社既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じるものの、本第三者割当により、貴社の収益構造とキャッシュ・フロー構造を改善するための事業投資を可能とさせ、投資実行期間中の余裕資金の確保にも資するものであることから、本第三者割当による貴社企業価値の向上が期待可能であり、当該希薄化の影響は、将来的には緩和されるものであると考えられる。

よって、本第三者割当による既存株主への希薄化の影響には、合理性が認められるものとする。

(7) 小結

以上の事情を総合的に考慮した結果、本委員会は、本第三者割当には相当性が認められると判断した。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
連結売上高	1,532,874千円	1,526,640千円	557,638千円
連結営業利益	△2,406,580千円	△929,271千円	△405,772千円
連結経常利益	△2,391,785千円	△929,939千円	△421,911千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△2,903,394千円	△985,657千円	△946,405千円
1株当たり連結当期純利益	△228.75円	△71.21円	△66.00円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	141.24円	122.21円	56.33円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年12月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,363,930株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における 潜在株式数	2,589,500株	17.96%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始 値	1,467円	892円	463円
高 値	2,315円	1,018円	669円
安 値	517円	399円	400円
終 値	905円	459円	460円

① 最近6か月間の状況

	平成29年 9月	平成29年 10月	平成29年 11月	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月
始 値	448円	460円	477円	477円	458円	451円
高 値	535円	509円	573円	490円	498円	459円
安 値	413円	444円	440円	439円	446円	385円
終 値	459円	473円	474円	460円	447円	404円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 平成30年2月の株価については、平成30年2月13日現在で表示しております。

② 発行決議日前営業日における株価

	平成30年2月13日
始 値	428 円
高 値	428 円
安 値	404 円
終 値	404 円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成27年3月25日
調達資金の額	303,000,000円
発行価額	1株当たり1,515円
募集時における発行済株式数	12,553,930株
当該募集による発行株式数	200,000株
募集後における発行済株式数	12,753,930株
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費
発行時における支出予定時期	平成27年3月～12月
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済であります。

・第三者割当による第D-1回新株予約権の発行

割当日	平成27年3月25日
発行新株予約権数	500,000個
発行価額	1,170,000円 (新株予約権1個当たり2.34円)
発行時における調達予定資金の額	900,000,000円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 0株 (残存新株予約権数 500,000個、行使価額 1,800円)
現時点における調達した資金の額	1,170,000円
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及びIoT関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株予約権が行使された場合においても、当初の資金使途に従い充当する予定です。

・第三者割当による第D-2回新株予約権の発行

割当日	平成27年3月25日
発行新株予約権数	500,000個
発行価額	1,010,000円 (新株予約権1個当たり2.02円)
発行時における調達予定資金の額	950,000,000円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 0株 (残存新株予約権数 500,000個、行使価額 1,900円)
現時点における調達した	1,010,000円

資金の額	
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株予約権が行使された場合は、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に従い充当する予定です。

・第三者割当による第 D-3 回新株予約権の発行

割当日	平成 27 年 3 月 25 日
発行新株予約権数	500,000 個
発行価額	975,000 円 (新株予約権 1 個当たり 1.95 円)
発行時における調達予定資金の額	1,000,000,000 円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930 株
当該募集による潜在株式数	500,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 0 株 (残存新株予約権数 500,000 個、行使価額 2,000 円)
現時点における調達した資金の額	975,000 円
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株予約権が行使された場合は、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に従い充当する予定です。

・第三者割当による行使価額修正条項付第 M-1 回新株予約権の発行

割当日	平成 28 年 2 月 29 日
発行新株予約権数	16,000 個
発行価額	8,640,000 円 (新株予約権 1 個当たり 540 円)
発行時における調達予定資金の額	1,089,100,000 円 (差引手取概算額)
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	12,753,930 株
当該募集による潜在株式数	1,600,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 1,600,000 株
現時点における調達した資金の額	924,174,000 円 なお、上記に本新株予約権の発行に際して払い込まれた金額の総額 8,640,000 円を合算した金額は、932,814,000 円となり

	ます。
発行時における当初の資金使途	①顧客から受注した案件のIoTソリューションを提供するために必要なアプリ開発費用 295 百万円 ②IoTソリューションを顧客へ提供するためのソフトウェア開発費用 520 百万円 ③IoTモジュールを顧客へ提供するためのハードウェア基板製造費用 274 百万円
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済み、及び充当中であります。

・第三者割当による第S-3回新株予約権の発行

割当日	平成29年11月27日
発行新株予約権数	7,875 個
発行価額	総額 787,500 円 (新株予約権 1 個当たり 100 円)
発行時における調達予定資金の額	400,255,000 円 (差引手取概算額)
割当先	株式会社光通信
募集時における発行済株式数	14,353,930 株
当該募集による潜在株式数	787,500 株
現時点における行使状況	行使済株式数 0 株 (残存新株予約権数 7,875 個、行使価額 513 円)
現時点における調達した資金の額	787,500 円
発行時における当初の資金使途	当社IoTソリューション事業のうち、光通信社との間で設立する合弁会社に供する事業の運転資金
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の資金使途(当社IoTソリューション事業のうち、光通信社との間で設立する合弁会社に供する事業の運転資金)に充当済みですが、当該新株予約権が行使された場合は、引き続き当初の資金使途(当社IoTソリューション事業のうち、光通信社との間で設立する合弁会社に供する事業の運転資金)に従い充当する予定です。

11. 発行要項
別紙のとおり

以上

株式会社アプリックス第 M-2 回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アプリックス第M-2回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成30年3月2日

3. 割当日

平成30年3月2日

4. 払込期日

平成30年3月2日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 37,875個

フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号 7,125個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,500,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日

以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

45,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金279円（本新株予約権の払込総額金12,555,000円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初404円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

- (1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

- (2) 行使価額は202円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行・処分} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & \hline & \text{既発行} & + & & & \\ & \text{株式数} & & & & \\ \text{調整後} & & & & & \hline \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{1株当たりの時価} \\ & & \text{行使価額} & & \\ & & & & \hline & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & - & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月2日から平成32年3月2日（但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり279円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり279円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を

取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金279円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成30年2月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

20. 行使請求受付場所

株式会社アプリックス 経営管理部

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

株式会社アプリックス第M-3回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アプリックス第M-3回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成30年3月2日

3. 割当日

平成30年3月2日

4. 払込期日

平成30年3月2日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	4,208個
フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号	792個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式500,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約

権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

5,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金249円（本新株予約権の払込総額金1,245,000円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初404円とする。但し、行使価額は第10項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権

付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月2日から平成32年3月2日（但し、第13項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり249円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり249円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金249円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成30年2月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社アプリックス 経営管理部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上